

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者向けQ&A

令和8年1月23日時点

NO	区分	質問内容	回答	公開日
1	全般	令和8年度から給付制度化されるが、令和7年度との制度上の違いは何か？	<p>本事業は令和7年度からは児童福祉法に定める一事業として制度化され、国の基準及び市の条例に基づいて事前に認可を受けた事業者のみが行えるものとなっておりますが、令和8年度以降の給付制度においては、児童福祉法上の「認可」に加え、子ども・子育て支援法上の「確認」を受ける必要があります。</p> <p>事業実施にあたっても、国の基準及び市の条例のほか、国の通知やFAQ等に従って運営を行っていただくことになりますが、このほか、制度上の主な変更点としては主に以下の4点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付制度となるため、市町村において、管内すべての対象のこどもが利用できるよう、提供体制を整備することが必要となり、市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の一部を、施設が利用者に代わり受領することができます。 ・利用者からの利用申込みに対し、正当な理由なく保育の提供を拒否することができなくなると条例で明文化される予定です。 ・他の市町村に居住する本事業の利用者でも本市の施設の利用が可能となります。 ・国の補助単価が見直され、加算項目が追加されるほか、賃借料補助についても、年間の上限額内の補助から受入児童数の実績に応じた補助に変更されます。 <p>また、国が追ってお知らせするとしている事項等もございますので、国の検討中の事項については、本市でも国を取り扱いを確認したうえでお知らせいたします。</p>	令和7年3月24日
2	広報	自園のホームページやInstagramで実施を宣伝することは可能か？その際の注意点はあるか？	可能です。広報にあたっては、個人情報や肖像権等の取扱いに御注意ください。	令和7年3月24日
3	広報	市の誰でも通園制度のチラシなどは無いのか？あるのであれば、それを当園に合わせて修正して配布してもいいか？	令和6年度試行的事業と同様に、制度周知用のチラシは本市HPに掲載されています。制度内容や本市の統一的な取扱いを変更するものでなければ、それを使用していただくことは問題ありません。 掲載先→ https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000175085.html	令和7年3月24日
4	利用要件	幼稚園に年度途中で通園する子どもが、現在週1回2時間プレ保育に通っているが、この場合は本事業の対象としてよいのか？	<p>幼稚園が任意で行っているいわゆる「プレ保育」を利用しているこどもは本事業が対象除外としている「保育所等に在籍している子ども」には該当しないため、本事業の利用対象となります。なお、その場合であっても、本市要綱等に基づいて事業を実施してください。また、利用日時点で満3歳となった場合には、本事業の対象外となります。</p> <p>※『年齢計算に関する法律』において、誕生日の前日に加齢することとされているため、利用できるのは満3歳の誕生日の前々日（4月17日生まれであれば、3歳になる年の4月15日）までとなります。</p>	令和7年3月24日
5	利用要件	誰でも通園制度は一時保育を登録しているご家庭も登録できる、という解釈でいいか？現在、一時利用を利用している方の対応は今までどおりか？	問題ありません。それぞれの利用要件を満たす限り、一時保育と本事業の併用も可能としています。ただし、一時保育については、原則、乳児等通園支援事業を含む他事業を利用した日数を合算して非定型週3日以内、緊急・一時週1日程度等の範囲での利用が求められますので、御注意ください。	令和7年3月24日
6	利用申込	利用申し込みの受付は利用希望の何日前までか？当日でも空きがあれば受ける必要があるのか？	<p>国の開発した『総合支援システム』上で、事業所ごとに予約受付締切日を設定することができますので、施設ごとに設定した予約締切日に基づき受入をしていただきます。</p> <p>ただし、事前面談や『総合支援システム』の事業所情報への掲載等の方法で予約締切日の周知、説明等を行ったうえで、予約の受付を行ってください。</p>	令和7年3月24日

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者向けQ&A

令和8年1月23日時点

NO	区分	質問内容	回答	公開日
7	事前面談	事前面談が必要とのことです、体調の聞き取りは面談ではなくHP上に告知書を添付しそちらを提出いただく運営を想定している。事前の確認ができれば、必ずしも面談を行わなくてもよいか？	<p>原則としては面談を必須としておりますが、御提示いただいた対応などで代替可能である場合や、一時保育などで既に利用者と十分な関係構築ができる場合は、令和7年度については必ずしも対面での面談を行う必要はありません。</p> <p>なお、国が開発した『総合支援システム』上では、事前面談及び面談後の受入可否の登録が必須となっているほか、令和8年度以降は、事前面談の実施及び面談時の重要事項説明書の交付は事業者が実施すべき基準として条例に定められるため、事前面談自体を省略することはできません。</p> <p>また、令和8年度以降は、国が事前面談及び事後面談の実施による初回対応加算を創設する予定です。</p>	令和7年3月24日
8	事前面談	事前面談について、決まった質問内容はあるか？	<p>統一的な質問内容をお示しすることは出来ませんが、実施に関する手引きの28頁に確認内容の例があるほか、必要に応じて利用予約の開始日及び締切日、予約の受付方法、実費徴収に関する御説明等を行うことが考えられます。また、令和8年度から重要事項説明書の内容説明の追加、実施に関する手引きの改定等が予定されておりますので、予め御了承ください。</p> <p>なお、『総合支援システム』上でも児童情報を入力することとなっておりますが、入力内容が簡素となっているため、参考までに公立保育所で使用するフォーマットも、以下のページに掲載しております。</p> <p>掲載先→ https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000175680.html</p>	令和7年3月24日
9	事前面談	誰でも通園制度の利用登録にあたり、事前面談は必須なのか？Webで登録を完結する方向で考えており、アレルギー情報等面談するとの同程度の内容を入力させ、書類提出で一度来園してもらう際に話も少しする予定。	<p>原則としては面談を必須としておりますが、御提示いただいた対応等で代替可能な場合や、一時保育などで既に利用者と十分な関係構築ができる場合は、令和7年度については必ずしも対面での面談を行う必要はありません。</p> <p>なお、国が開発した『総合支援システム』上では、事前面談及び面談後の受入可否の登録が必須となっているほか、令和8年度以降は、事前面談の実施及び面談時の重要事項説明書の交付は事業者が実施すべき基準として条例に定められるため、事前面談自体を省略することはできません。</p> <p>また、令和8年度以降は、国が事前面談及び事後面談の実施による初回対応加算を創設する予定です。</p>	令和7年3月24日
10	利用登録	利用者の登録方法について教えてほしい。	<p>利用者アカウントの場合、まずは『総合支援システム』のアカウント取得のため、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)でアカウント情報を入力をしていただき、その内容を本市と委託している事務処理センター等で審査し、利用者アカウントを発行いたします。</p> <p>その後は『総合支援システム』上で利用者が各施設に事前面談の申し込みを行いますので、システム外で面談の日程調整を行っていただきます。</p> <p>本市HPの「利用の手続【令和8年1月利用分から】」で利用者の『総合支援システム』のアカウント申請から利用までの流れについて掲載しておりますので、下記のHPを御覧ください。</p> <p>掲載先→ https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000175085.html</p>	令和7年3月24日
11	利用登録	(削除)	(削除)	令和7年3月24日
12	利用登録	利用者は『総合支援システム』でアカウント発行後に施設への事前面談予約ができるようになるが、概ね何日後から利用可能なのか？	<p>利用者アカウントの場合、まずは『総合支援システム』のアカウント取得のため、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)でアカウント情報を入力をしていただき、その内容を本市と委託している事務処理センター等で審査し、利用者アカウントを発行いたします。</p> <p>内容に問題がなく審査が進む場合は、上記のアカウント発行まで、概ね2~3週間程度で完了する予定です。</p>	令和7年3月24日

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者向けQ&A

令和8年1月23日時点

NO	区分	質問内容	回答	公開日
13	利用登録	上限10時間までとのことだが、1ヶ月で10時間を超えて利用したい保護者の登録、利用は不可という認識でいいのか？	利用登録を行うことは可能ですが、利用は月10時間までとしてください。	令和7年3月24日
14	利用予約	1ヶ月分まとめての予約を受けてもいいのか？	<p>まとめての予約受付も可能です。 また、予約可能上限時間は10時間までとなっておりますが、次月や次々月の予約受付も、システム上は可能となっております。ただし、利用者キャンセル待ちの発生や、余裕活用型の場合に受け入れ枠がなくなり、受入停止となることで、利用者とのトラブルが生じる可能性もございますので、システム上で、予約受付開始日等を設定し、事業所において一定程度、予約状況を管理することをおすすめいたします。</p> <p>また、予約方法については、事前面談や『総合支援システム』の事業所情報への掲載等の方法で予約締切日の周知、説明等を行ったうえで、予約の受付を行ってください。</p> <p>なお、受入方法につきましては、No. 62を御参照ください。</p>	令和7年3月24日
15	利用予約	何日前までに予約するかといった基準はあるか？	<p>特に基準等は設けておりません。 なお、国が開発した『総合支援システム』上で、事業所ごとに予約受付締切日を設定することができますので、事前面談や『総合支援システム』の事業所情報への掲載等の方法で予約締切日の周知、説明等を行ったうえで、予約の受付を行ってください。</p>	令和7年3月24日
16	利用方法	例えば実施時間が9:30-15:30の予定で、保護者が8:00-16:00まで預けたいとなった場合、実施時間外は、 利用料に補助金又はこども誰でも通園制度の公定価格（以下、公定価格という。） を保護者様にご負担いただければ利用は可能なのか？	<p>原則として、各施設で定めた実施時刻の範囲内で受入を行っていただきますので、例示いただいたように実施時間を9:30-15:30としているのであれば、8:00-9:30や15:30-16:00の利用はお断りしてください。</p> <p>なお、意図せず施設の定める実施時刻を過ぎてしまった場合（例でいえば、15:30以降にお迎えにきた場合）であっても、該当のこどもの利用時間が月10時間を超えていなければ、利用者に負担をいただくとしても、1時間あたり300円程度（1時間を超えた場合は30分あたり150円程度として徴収することも可能）という料金設定が適切であるものと考えます。</p>	令和7年3月24日
17	利用方法	本事業の定員人数は0・1歳児で2名を予定している。同日に3人目の予約を入れたい方に対しては、300円ではなく（市の補助額まで含めた）1200～1600円程度をご負担いただい上で利用いただくということは可能か？	<p>いただいた例の場合、利用定員2人に対し、同一時間帯に3人以上の受入をしていかなければ差し支えありません。 ただし、本事業で定めた利用定員を超えて同一時間帯に受入を行うことはできないため、利用定員を超過しない範囲での受入をお願いいたします。</p> <p>令和8年度に向けての利用定員や実施時間などの利用条件等の変更につきましては、年内に別途御案内させていただきますので、実施方法の変更等を希望する場合は、その際にお手続きしていただくよう、お願いいたします。</p> <p>ただし、本事業の受入を理由に通常保育の受入可能枠を減じることが認められませんので御注意ください。</p>	令和7年3月24日
18	受入判断	余裕活用型で実施するが、毎日決まった年齢、人数の利用がある訳ではないと思われるため、実際に保育する時には在園児と一緒に過ごすことが予想される。その場合、監査にあたって使用しているツール等を活用し、保育者が足りているなどを目安に受けければよいか？	市として管理方法等の指定や推奨等は行いませんが、適切に職員体制を管理いただいた上で受入判断をお願いできればと思います。なお、余裕活用型での実施を理由に通常保育の受入可能枠を減じることは認められません。	令和7年3月24日
19	受入判断	余裕活用型で実施するが、保育者の人数にあった子どもの在園数が埋まれば誰でも通園制度の終了を予定している。それまでの間、所定の管理表に照らし合わせて保育士の余剰人員を確認するが、誰でも通園制度のために登録した人員を除いて余剰人員の確認をするのか？	余裕活用型であれば、施設ごとの職員配置基準により、当該施設を利用する乳幼児と本事業の利用児童数を合わせた人数に応じて算出した保育従事者を配置するようにしてください。なお、余裕活用型での実施を理由に通常保育の受入可能枠を減じることは認められません。	令和7年3月24日

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者向けQ&A

令和8年1月23日時点

NO	区分	質問内容	回答	公開日
20	受入判断	余裕活用型の「余裕」というのは、歳児別の定員か各歳児合計の定員のどちらか？また、いつまで受け入れが可能なのか？	川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下、「認可基準条例」という。）により、「利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う」としているほか、その場合は国から0～満3歳未満の利用定員の空きを活用することと示されましたので、今後余裕活用型で事業を実施する場合、歳児別の定員と各歳児合計の定員にそれぞれ空きがある必要があります。 余裕活用型は、施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受入を行うものですので、定員に達した場合には本事業での受入はできません。なお、余裕活用型での実施を理由に通常保育の受入可能枠を減じることは認められません。また、定員については弾力化の定員ではなく、本来の利用定員となりますのでご注意ください。	令和7年3月24日
21	受入判断	職員や園児のクラスター感染等、保育園側の事情で利用を断ることは可能か？	可能です。ただし、そのような場合には利用者への丁寧な御説明をお願いいたします。なお、通常保育における取扱いは、次の通知のとおり変更はありません。 https://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/0000116/116506/0508koronatuutisisetu.pdf	令和7年3月24日
22	受入判断	余裕活用型の場合、通常保育の入所があると誰でも通園制度の枠が減るという理解でいいか？	お見込みのとおりです。	令和7年3月24日
23	利用者への対応	アレルギーの対応はどこまで行うか？健康管理委員会への申請は必要か？	事前面談で利用者とも相談の上、可能な範囲での対応をお願いします。 なお、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」では、食事の提供を行う施設に対し、国のガイドラインを参考にアレルギー疾患対応マニュアルを作成するよう御案内しております。 また健康管理委員会への申請は不要ですが、対応にあたっての相談等があれば、以下の窓口に御連絡ください。 川崎区 保育・子育て総合支援センター 044-201-3319 幸区 保育総合支援担当 044-556-6732 中原区 保育・子育て総合支援センター 044-744-3288 高津区 保育総合線担当 044-861-3372 宮前区 保育・子育て総合支援センター 044-856-3290 多摩区 保育・子育て総合支援センター 044-935-3104 麻生区 保育総合支援担当 044-965-5220	令和7年3月24日
24	利用者への対応	個別支援計画はすべての子どもに必要か？そのフォーマットは決まっているか？	利用者の意向や子どもの状況等を踏まえて必要に応じて作成いただくものであり、必ずしもすべての子どもに必要なものではありません。所定のフォーマットはございませんが、作成にあたっての相談等があれば、各区保育・子育て総合支援センター（川崎区・中原区・宮前区・多摩区）または保育総合支援担当（幸区・高津区・麻生区）まで御連絡ください（電話番号はNo. 23を参照）。 なお、令和8年度以降の取扱いについては、追ってお知らせいたします。	令和7年3月24日
25	利用者への対応	事前登録の様式はどこで入手することができるのか？また、保護者とはメールやFAXでやり取りしていいのか？	『総合支援システム』の利用開始に伴い、利用登録申請書（第7号様式）は廃止されました。 なお、『総合支援システム』の利用開始に伴い、事前面談予約や利用予約等は『総合支援システム』上で行っていただきますが、事前面談の日程調整はシステム外で調整するよう設計されておりますので、事前面談の日程調整をメールやFAX等でやり取りしていただくことも考えられます。 保護者への提供の方法や保護者からの回収の方法（紙、電子メール、FAXなど）については問い合わせんが、個人情報を含みますので、適切な管理をお願いいたします。	令和7年3月24日
26	利用者への対応	保護者へ残りの利用時間数を伝えるのは、メールやLINE等でいいか？	『総合支援システム』の利用開始に伴い、時間の管理をしていた指定のスタンプカードは廃止されましたので、今後は国が開発した『総合支援システム』で、月10時間の利用状況を確認し、管理していくこととなります。	令和7年3月24日

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者向けQ&A

令和8年1月23日時点

No	区分	質問内容	回答	公開日
27	利用者への対応	利用者へ渡す領収書は、どのような形式でもいいのか？	任意の様式で構いません。	令和7年3月24日
28	利用者への対応	月10時間の管理は各施設で行うのか？複数施設を利用している場合はどうするのか？	<p>基本的に利用者自身で利用時間の管理をしていただきます。また、令和8年1月から国の開発した『総合支援システム』が導入され、複数の施設を登録している場合でも利用者の画面から利用時間の管理ができるようになっております。</p> <p>ただし、施設が利用実績の入力を誤ったために利用者画面に正しい利用時間が反映されず、10時間を超過するケースなどが今後想定されますので、利用実績の入力には細心の注意を払うとともに、利用予約と異なる利用時間の実績を入力する場合は、保護者に周知のうえ、入力をお願いいたします。</p> <p>本事業の利用実績については、毎月各施設から本市に御報告いただく予定でありますので、本市にて10時間を超過する利用が確認された場合には、必要な対応等について御連絡いたします。</p>	令和7年3月24日
29	利用者への対応	利用者が10時間を超えた時の対応はどうしたらいいか？	<p>月10時間を超えて利用すること（予約含む）はできませんので、利用者にはその旨を事前面談等で御説明ください。万が一、交通遅延や急用等で意図せず月10時間を超えてしまった場合には、本事業の対象者と補助金交付や令和8年度以降の公定価格の対象となりませんので、利用者から市の補助単価（クラス年齢に応じた単価）と利用料金300円の合計額（1時間あたり）を徴収することが考えられます。</p>	令和7年3月24日
30	利用者への対応	交通遅延や急用等で10時間を超えて受入れをせざるを得なくなってしまう場合のルールや基準等は無いのか？	本事業に関しては月10時間を超えて利用することはできませんが、交通遅延や急用等で意図せず月10時間を超えてしまうような場合については、国の基準や本市条例（川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例）等を準用して受入を行うようにしてください。	令和7年3月31日
31	利用者への対応	園の事情を理由に利用をお断りすることがあることは利用者に知らされるのか？	<p>市のHP等においては、各施設の入所状況等によっては受入れができない可能性がある旨を記載していますが、トラブル回避等のためにも、各施設から利用者にも（利用登録時などに）その旨を御説明いただきますようお願いします。</p> <p>なお、令和8年度以降は給付制度化に伴い、利用者からの利用申込みに対し、正当な理由なく利用の申込みを拒むことは条例で禁止される予定です。</p> <p>なお、受入判断につきましては、No. 60を御参照ください。</p>	令和7年3月24日
32	利用者への対応	予約した利用時間よりも当日の結果が短くなった場合、保護者への請求金額は変わるものか、それとも予約どおりの金額の請求となるのか？ 例) ①「1時間早く迎えに来た」「都合により当日の利用時間を短くしたい」など、保護者の都合で利用時間が変更となった場合や、②保育中に発熱でお迎えを依頼した場合、③保育園側の事情で急遽、当日キャンセルとなった場合など	利用者側の事情により、急遽、利用時間が予定を下回る場合には、当初予定時間どおりの利用料金を徴収いただいても構いません。ただし、施設側の都合で予定よりも早いお迎えを依頼した場合には、予定時間にかかわらず実際の利用時間に応じて利用料金を徴収いただくことも可能です。	令和7年3月24日
33	利用者への対応	利用予約のキャンセルがあった場合、利用時間や利用料金の取扱いはどうすればいいか？	<p>利用日の前日（開所日ベース又は利用日の前日）までに利用者のキャンセル連絡があった場合には、利用時間枠が消化されたり、利用料金が発生することはありません。逆に、利用日の当日以降にキャンセル連絡があつたり、連絡が無かつた場合（無断キャンセル）には、予約時間どおりに利用があつたものとみなし、利用時間の消化と利用料金の全額徴収をしてください。</p> <p>なお、キャンセル連絡の方法や受付時間は各施設で決定していただいて構いませんが、各施設や事業者におかれましては、利用者の利便性を考慮するとともに、各施設等において確保できる受付体制の範囲内で前日のキャンセルの受付期限を設定してください。</p> <p>なお、令和8年度以降の取扱いについては、国において整理のうえ、追って示される予定ですので、本市でも国を取り扱いを確認したうえでお知らせいたします。</p> <p>※市HPの『キャンセルポリシー』も併せて御確認ください。</p>	令和7年3月24日

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 事業者向けQ&A

令和8年1月23日時点

No	区分	質問内容	回答	公開日
34	利用者への対応	利用予約のキャンセルがあった場合、実費徴収分の取扱いはどうすればいいか？	実費徴収分については、市として統一的な取扱いは設けておりませんので、各施設や事業者にて取扱いを決定し、事前面談等であらかじめ説明をしてください。	令和7年3月24日
35	利用者への対応	キャンセル対応について、特に注意すべき事項はあるか。	キャンセル時における利用時間や利用料金等の取扱い（質問No. 32、33の内容）については、利用登録時に必ず利用者に説明するようにしてください。 また、利用予約のキャンセルは、利用者がキャンセルの連絡をし（意思を通知し）、施設がそれを確認して応答したこと（通知の受領の意思を表示したこと）をもって成立するものと考えられますので、『総合支援システム』上で予約キャンセルが成立するものは通知メールが利用者へ送付されますが、施設独自のキャンセル方法を御案内している場合は、WEBツール等を使用する場合であっても、キャンセルを受け付けたことを利用者に通知・表示するようにしてください。	令和7年3月24日
36	利用者への対応	こどもが午睡した場合、午睡チェックは必要か？	通常保育と同様の対応をお願いします。	令和7年3月24日
37	利用者への対応	保護者に対して、預かり時間における子どもの様子を毎回お知らせするべきか？	基本的にはお知らせいただきたいと考えておりますが、利用者の意向等も踏まえながら、適宜、対応を御検討ください。	令和7年3月24日
38	利用者への対応	こどもを預かる際に検温等の基準があるか？	市として基準は特に設けておりませんが、通常保育と同様の対応をお願いします。朝の受入れ時に明らかに体調が悪い状態が見受けられる場合は、保護者にも、無理しないことをお伝えするとともに、次回の利用を勧めるなどの対応をお願いします。	令和7年3月24日
39	利用者への対応	エピペンやダイアップの薬の預かりは可能か？ 健康管理委員会への申請は必要か？	利用者が継続して利用することを鑑み、本事業においても健康管理委員会に申請していただき、審議結果の判断後に預かりをお願いします。申請には、主治医の意見書が必要となり、保護者に文書料等についてご負担いただくことも併せて説明していただきますようお願いします。 なお、令和8年度以降の詳細については、追ってお知らせいたします。	令和7年3月24日
40	利用者への対応	風邪薬、花粉症に対する目薬、虫刺されの塗り薬、貼り薬等薬の預かりはできるのか？	原則として、薬を預かり投薬することはできません（ダイアップ、エピペンを除く）。	令和7年3月24日
41	利用者への対応	利用者が利用日前に登園許可証が必要な感染症に罹患していた場合、登園許可証の提出は必要か？	本事業に関しては、登園許可証の提出は必要ありませんが、例えば、インフルエンザの場合、解熱後3日が経過しているか等を保護者に確認するなど、国の感染症ガイドラインに沿った対応をお願いします。明らかに体調が悪い場合は、保護者にも、無理しないことをお伝えするとともに、次回の利用を勧めるなどの対応をお願いします。	令和7年3月24日
42	利用者への対応	子どもの保険について、通常保育においては日本スポーツ振興センターの保険に加入しているが、こども誰でも通園制度は保険の対象となるのか？	本市の確認によれば、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度はこども誰でも通園制度を保障の対象とはしていないようですが、本事業の令和7年度からの制度化に伴い、民間保険会社の一部で本事業を保障の対象としている事例が確認できます。利用者に保険加入させるかどうかは任意の取扱いとしますが、施設側の指導・監督上の不注意等によって生じた事故により利用者に損害等を与えた場合に、施設側が法律上の損害賠償責任を負う可能性はございますので、そうした事態を想定した必要な保険加入等は適切に行ってください。	令和7年3月31日
43	利用料金の徴収	利用料は現金で各施設と直接のやりとりになるのか？	市として特定の決済方法や口座名義等をお示しすることはありませんので、各施設や事業者にて運用方法等を御検討ください。	令和7年3月24日

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 事業者向けQ&A

令和8年1月23日時点

NO	区分	質問内容	回答	公開日
44	利用料金の徴収	利用料金は300円だが、給食費500円、おやつ100円等を別途徴収してもよいか？	<p>徴収していただいて構いませんが、運営規定等に記載し、事前面談時などの利用開始前に、利用者に対して金額や内訳等を説明していただきすようお願いします。</p> <p>なお、令和8年度以降は運営規定に加え、重要事項説明書にも御記載ください。</p>	令和7年3月24日
45	利用料金の徴収	利用料金の減免について、要件や金額、対象者かどうかの確認方法を教えてほしい。	<p>こども1人1時間あたりの減免金額としては以下のとおりです。</p> <p>ア 被保護世帯（生活保護世帯） →300円 イ 市民税非課税世帯 →240円 ウ 年収360万円未満の世帯（市民税所得割額が77,101円未満の世帯） →210円 エ その他（要保護児童対策協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市が減免が適当であると認めた世帯） →150円</p> <p>上記に該当する場合、『総合支援システム』のアカウント取得の際に減免対象であることが確認できる書類を添付のうえ、利用者からその旨の申請をいただき、市が対象者の要件を確認することとなっています。</p> <p>ただし、虚偽や過誤の申立等により利用料金の追加徴収が必要となる事例も今後出てくる可能性があり、そうした場合は別途実施施設へ御連絡する場合も想定されますので、予め御了承ください。なお、システムの導入開始により取り扱いが変更しておりますので、必要に応じて市に御相談ください。</p> <p>また、令和8年度以降の取り扱いについては、国において整理のうえ、追って示される予定ですので、本市でも国を取り扱いを確認したうえでお知らせいたします。</p>	令和7年3月24日
46	補助金交付	補助金の流れと年度末の流れについて教えてほしい。	<p>令和6年度試行的事業においては概算払いとしておりましたが、令和7年度については四半期毎の実績払いで補助金を交付いたします。</p> <p>なお、令和8年度の取り扱いについては、別途御案内いたします。</p>	令和7年3月24日
47	補助金交付	令和7年度から歳児別に補助単価が設定されたが、これは利用時の年齢なのか？ クラス年齢なのか？	<p>補助金額の計算上は令和7年4月1日時点の年齢を使用します。ただし、実際の受入については利用時の年齢で判断し、利用状況の管理や記録も利用時の年齢で行うようにしてください。なお、補助金に関する詳細な内容や必要手続き等については別途御連絡します。</p> <p>なお、令和8年度の取り扱いについては、追ってお知らせいたします。</p>	令和7年3月24日
48	計画変更	事業実施期間において、利用者多数により、あるいは事業所の事情により、利用定員、実施時間、実施曜日、実施日などを変更することは可能か？	<p>年度途中で利用定員や実施時間などの利用条件等を変更することは可能ですが、認可申請内容の変更となると、認可変更の手続きが必要となりますので、詳細については施設所管課にお問合せください。</p> <p>ただし、あまり頻繁に変更されると、上記の手続きが煩雑になるほか、広報物のメンテナンス等が煩雑となるだけでなく、利用者が混乱してしまうことにも繋がるため、利用実績や職員体制等を事前によく御確認いただいた上で本市に御相談いただければと思います。</p> <p>なお、利用機会が減少することに繋がる内容の変更（定員減少や実施日時の減など）については、事業計画書の内容に基づいて実施施設を選定している観点から、原則認められません。</p> <p>また、令和8年度に向けての利用定員や実施時間などの利用条件等の変更につきましては、年内に別途御案内させていただきますので、実施方法の変更等を希望する場合は、その際にお手続きしていただくよう、お願いいいたします。</p> <p>令和8年度以降については、原則として年度中の変更等は行わず、年度内に次年度の利用条件等の変更を御案内することを予定しております。</p>	令和7年3月24日

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者向けQ&A

令和8年1月23日時点

NO	区分	質問内容	回答	公開日
49	認可手続	保育所等が一般型（在園児合同、専用室独立実施）で事業を一体的に行う場合、通常保育の床面積を当該一般型の保育室の床面積と重ねて認可してよいか。	通常保育での床面積については、子どもの人数に応じて必要となる面積を確保する必要があるため、通常保育における保育室の面積を本事業における保育室の面積として重複して認可することはできません。 なお、余裕活用型の場合は、通常保育の範囲内の床面積で事業を実施するため、本事業として面積の認可を行っておりません。	令和7年7月8日
50	認可手続	保育所等での一般型（在園児合同、専用室独立実施）の実施において、既存の床面積を認可した場合、通常保育の床面積にどのような影響があるか？	通常保育と一般型で保育室を重複して認可することは認められないため、一般型での事業の認可後に本事業で認可した面積分を通常保育の面積から減じる等、保育所等の面積の変更手続が必要となります。 令和8年度以降については、実施施設の募集後に一般型の応募施設に対し、予め通常保育の面積の変更届を御提出いただく予定です。	令和7年7月8日
51	認可手続	一般型（在園児合同、専用室独立実施）では専従の職員の配置が必要であるが、常勤保育士を配置しなければいけないか？	本事業では、日々利用する子どもが異なる状況で、通常保育に支障がないように現場で対応していくことが求められるため、保育の知識や経験が豊富な常勤保育士の配置が望ましいと考えますが、本事業の開所時間内を網羅して専従が可能な保育士等の配置を妨げるものではありません。	令和7年7月8日
52	認可手続	本事業の職員配置の際、職種による制限はあるか？	一般型（在園児合同、専用室独立実施）においては、条例で保育士（地域限定保育士を含む。）又は市町村長が行う研修を修了した者（子育て支援員等）を配置するものと定められているため、上記に該当しない職員を最低基準として配置することはできません。 なお、令和8年度以降の市町村長が行う研修を修了した者の考え方につきましては、No.75を御参照ください。	令和7年7月8日
53	認可手続	(削除)	(削除)	令和7年7月8日
54	その他	一般型（在園児合同、専用室独立実施）で専従の職員を配置する場合、雇用状況報告書上の配置除外が必要か？	本事業で児童の受入を行っている時間については雇用状況報告書上の配置除外となります。ただし、本事業の従事時間と通常保育での従事時間とを区別することができる場合は、本事業での従事時間のみを配置除外することは可能です。	令和7年7月8日
55	その他	令和8年度以降の本格実施の際、必要な手続等はあるか？	令和8年度から改正された子ども・子育て支援法が施行され、本事業の本格実施となります。改正により事業実施のために児童福祉法上の「認可」だけでなく、子ども・子育て支援法上の「確認」手続も必要となります。 現在本事業を実施している事業所についても、令和8年度以降に事業を実施する場合は、「確認」手続が必要です。	令和7年7月8日
56	その他	本事業において、英会話や水泳等の習い事のようなことを行うことは可能でしょうか。	「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」において「リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものをこども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありません。」と記載しているとおりです。	令和7年7月8日

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者向けQ&A

令和8年1月23日時点

NO	区分	質問内容	回答	公開日
57	その他	『川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例』によれば、乳児室、ほふく室とも面積基準としては「こども1人につき3.3m ² 」のことだが、通常保育において『川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例』などでは平成24年度以前に設置された施設には乳児室は「こども1人につき1.65m ² 」でよいとする旨の経過措置が設けられていた。この経過措置はこども誰でも通園制度においても適用されるのか？	本事業を実施する場合には、平成24年度以前に設置された施設であっても、乳児室、ほふく室とも「こども1人につき3.3m ² 」で運営することを基本とします。経過措置の適用施設が本事業を実施するにあたり、面積基準の取扱いに関する不明点等がある場合には担当所管課まで御相談ください。	令和7年3月31日
58	その他	『総合支援システム』とは何か？いつ運用開始するのか？	『総合支援システム』は国が開発しているシステムであり、空き枠の検索や予約等を行う「予約管理機能」、利用者情報や利用実績の管理を行う「データ管理機能」、施設から自治体への請求書発行を行う「請求書発行機能」などの機能があります。 本市においては、令和8年1月から『総合支援システム』の利用を開始いたしました。 令和8年度以降についても、システムの利用し、事業を実施いたします。	令和7年3月24日
59	受入判断	余裕活用型で事業を実施しているが、通常保育の分で定員が埋まってしまった。乳児等通園支援事業の児童を受け入れすることができない場合に、何かすることはあるか。	余裕活用型で本事業を実施している施設において、通常保育の定員が埋まることで、本事業の児童を受け入れられない場合には、いつから受入できなくなるか、本市にメール及び電話で御連絡ください。 市のHPでは、事業実施施設の一覧を掲載しておりますので、その一覧に受入停止中であることを記載させていただきます。また、再度受入可能となった際にも、メール及び電話でご連絡いただければ、施設一覧を更新いたします。 なお、令和8年度以降は、受入停止となる施設に対し、事業の休止申請書を御提出いただく予定です。	令和7年7月8日
60	受入判断	No.1で令和8年度から「利用者からの利用申込みに対し、正当な理由なく保育の提供を拒否することができなくなる」とあるが、どのようなケースでも受入をしないといけないのか？	今後国が新たに通知等を発出し、取り扱いが変更する可能性がございますが、保育の提供を断る場合について、以下のようなケースが考えられます。 なお、正当な理由なく利用の申込みを拒むことは条例で禁止される予定ですので、該当する事例があった場合は、速やかに各所管課へ御相談ください。 <ul style="list-style-type: none">・定期利用のみを実施している施設における、柔軟利用の申込み及び利用予約・本事業で10時間以上の利用を可能としている他都市に居住する児童で、10時間を超えた部分についての利用予約・提供体制や施設の環境整備等ができていない施設における、障害児及び医療的ケア児からの申込み及び利用予約 ※障害児及び医療的ケア児を理由とした受入の可否の詳細は、追ってお知らせいたします。	令和8年1月23日
61	受入判断	令和8年度からは市外児の受入も断ることはできないのか？	令和8年度以降は、こども誰でも通園制度は乳児等のための支援給付となり、認定を受けた方が全国で利用できる制度になります。他の市町村に居住する本事業の利用者の利用を認めないとするような取扱いはできません。 なお、国は優先予約枠の設定等で市内に居住する利用者への利用枠を確保することを可能としておりますが、恣意的に他の市町村に居住する利用者の受け入れを拒否することは認められません。 なお、受入方法につきましては、No.62を、市外児童への給付費の請求方法についてはNo.69を御参照ください。	令和8年1月23日

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者向けQ&A

令和8年1月23日時点

NO	区分	質問内容	回答	公開日
62	受入判断	令和8年度からは先着順で受入を行う必要があるか？	<p>国が開発した『総合支援システム』は仕様上先着順となっておりますが、当面の間はこれまでの各施設の運用が継続できるよう、各施設で一定の基準等を設けて利用者を決定することも可能としておりますので、システム上の予約枠を利用定員より多く設定し、受入児童を決定していただくことも可能とします。</p> <p>ただし、恣意的に特定の利用者の受け入れを拒否することは認められないため、同一時間帯での受入で、新規の受入者数を1名と限定したうえで、新規の利用者を先着順で採用するなど、受入の基準を明確にしたうえでの運用をお願いいたします。</p> <p>また、受入児童の決定方法は予め事前面談等で利用者などに対しても周知してください。</p>	令和8年1月23日
63	受入判断	利用定員に空きは無いが、通常保育における入所児童が病気で欠席した場合等の空きを活用して本事業を実施することは可能か。	本事業で定めた利用定員の範囲内で実施していただくため、認められません。 なお、余裕活用型での実施においても同様です。	令和8年1月23日
64	全般	令和8年度から給付制度化されるが、全ての施設で本事情の実施は必須となるか？	全ての施設で必須とはなりません。 提供体制を確保できる施設のうち、事業の実施を希望する施設のみ御応募ください。	令和8年1月23日
65	利用申込み	令和8年度以降の利用者の本事業の利用申込みについて、今年度と変更点はあるか？	令和8年度以降の事業の利用登録申し込み方法については、引き続きe-kawasakiを用いた手続きとなる予定です。また、令和8年度以降の利用にあたっては、乳児等支援給付認定を受ける必要がありますので、手続き内容が確定でき次第、HPのほか、SNS等を用いて周知に努めてまいります。	令和8年1月23日
66	実施内容	令和8年度から給付制度化されるが、曜日を限定して事業を実施することは可能か？また、通常保育と同様、土曜日も実施しないといけないか？	平日の曜日を限定して実施することが可能です。 また、土曜日についての実施有無も施設ごとに定めることができます。	令和8年1月23日
67	実施内容	幼稚園の夏休みなど、1年のうち一部の期間、事業を休止したり、縮小することを前提に実施することは可能か。	可能です。 ただし、事業の休止や縮小する期間等については、予め運営規定等に記載し、事前面談時などの利用開始前に、利用者に対して説明をしてください。 なお、令和8年度以降は運営規定に加え重要事項説明書にも御記載ください。	令和8年1月23日
68	実施内容	一時保育事業を実施している施設が本事業を実施する場合、気を付ける点はあるか？	令和8年度以降は給付制度化されるため、一時保育事業で受入児童を募集した後、その余剰で本事業の児童を受け入れることはできません。一時保育事業と本事業でそれぞれ利用定員までの受入ができるよう、提供体制を確保してください。 なお、一時保育室を本事業の面積として認可することは可能ですが、一時保育及び本事業の利用定員をそれぞれ最大まで受け入れた際に、認可面積が足りなくなってしまうよう、遊戯室やホール等を本事業の認可面積に加えるなど、調整が必要になる場合があります。 また、それぞれの事業で専任要件がある場合は、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。	令和8年1月23日
69	実施内容	保育所等であっても通常保育で0～2歳児の定員の設定がない場合、余裕活用型で実施できないのか？また、在園児合同又は専用室独立で事業を実施する場合、現状の保育室をパーテーション等で区切って乳児室を設置しなければならないか。	前段についてはお見込みのとおりです。 後段については、在園児合同又は専用室独立実施で事業を実施する場合について、設備運営基準上、必ずしも保育室を区切る必要はありませんが、実際の保育状況を鑑みながら、安全確保の観点など手引き等を参考に適切にご判断ください。	令和8年1月23日

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 事業者向けQ&A

令和8年1月23日時点

NO	区分	質問内容	回答	公開日
70	実施内容	令和7年度は余裕活用型で事業を実施していたが、現在は通常保育の定員が充足し受入停止中となっている。 令和8年度も可能であれば事業を実施したいが、手続等はどうすればよいか？	現在事業を実施している施設には次年度の事業実施の意向と事業内容の変更手続き等について御案内をさせていただく予定です。 加えて、余裕活用型での実施施設には、次年度の通常保育の受け入れ状況を踏まえて、4月からの事業実施可否の照会等も実施させていただきます。 また、令和8年度以降は『総合支援システム』を利用した事業実施が必須となりますので、事業所登録が未登録の場合には、受け入れ開始に伴い、登録手続を御案内いたします。	令和8年1月23日
71	補助金交付	市外の児童が本事業を実施した場合、公定価格はどこへ請求すればよいか？	市外居住の利用者が本市で事業を利用した場合、その利用者が居住する自治体がその利用にかかる費用を負担することとなります。	令和8年1月23日
72	その他	本事業の実施にあたり、会計処理はどのようにすればよいか？また、会計上本事業に係る区分を設ける必要があるか？	収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けることが必要です。 また会計区分について、「特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の事業の会計を他の事業の会計と区分しなければならない」とされています。なおその際、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人においては、必ずしも拠点区分を新設する必要はなく、サービス区分を新たに設けることで他事業の会計と区分することが考えられます。	令和8年1月23日
73	その他	定款変更是必ず行う必要がありますでしょうか。	本事業を実施する場合には、定款変更をする必要があります。定款の変更時期については、事業を開始する年度内に変更をしていただきますよう、お願いいたします。	令和8年1月23日
74	その他	本事業を実施しているが、利用者が集まらない。	本市での制度周知は今後も行ってまいりますが、実施施設へのヒアリング等で挙がる意見として、建物内に併設している地域子育て支援センターなど、他の事業を利用する保護者宛てにチラシの配布などの周知を行い、利用につなげているケースがあるようです。 また、普段認可外保育事業を行っている施設の一部では、積極的にSNS等を活用して制度周知を行い、利用につなげている事例が確認できます。 なお、開所日数や一日の利用時間が短い場合に、利用を敬遠される場合も考えられます。	令和8年1月23日
75	その他	乳児等通園支援従事者向けの研修について、令和8年度から受講が必須となるか？	こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における取りまとめ（案）では、令和8年度においては、令和7年度に開発した全ての従事者向けの研修教材の視聴を前提に、従前の要件を満たす者も従事できることとする経過措置を設けることとしておりますので、保育士資格を持たない者でも、子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（一時預かり事業又は地域型保育コース）等を終了しており、本事業向けの研修を受講している場合は、乳児等通園支援従事者としての従事が可能です。	令和8年1月23日